

社会的責任に関する円卓会議 「地球規模課題への参画」 ワーキンググループ
行動計画 素案
(2010 年 12 月 24 日提出)

1. 協働によって取り組むべき課題

21世紀のグローバル化により、地球や人類の持続可能性を脅かす環境破壊は深刻化している。今こそ地球益を求め、そのために日本の社会的責任を果たすことが求められている。

地球規模課題は相互に関連し、その解決方法も多様化している。例えば貧困の解決のためには難民、障がい者、HIV/AIDS 感染者、女性、子どもなど弱い立場におかれた人たちの人権を守り、ディーセントワーク、所得向上、教育など機会を創出し貧困の連鎖を断ち切ることが、同時に求められている。環境破壊においても、地球温暖化、水、生物多様性や森林など諸課題はそれぞれ相互に関連し、影響を及ぼしている。

地球規模課題解決のため、地球益を考え問題を俯瞰しながら、個別具体的な行動を各主体が実施し、また各セクターが協働してこれまで以上の成果を上げる努力をする必要がある。

本ワーキンググループでは、主に貧困・開発、環境分野での行動計画を策定し、フェアトレード、児童労働、BOP ビジネス、ミレニアム開発目標、森林保護、低炭素社会の実現、生物多様性、などの検討課題を中心に協働を促進する。

2. 成果目標

①貧困・開発分野

フェアトレード

中期的成果：フェアトレードの多面的な広がりにより、フェアトレードの市場規模が拡大し、現地生産者の雇用機会が増大する。また、フェアトレードに参加、あるいはその意義を理解することで、市民の消費行動が変わる。

2013 年春に向けた成果：

- ・各地域における各セクターの協働により、フェアトレードタウンが実現する。
- ・各セクター内でフェアトレードへの理解が進むことにより取り組み事例が増え、国民への認知度も上がる。

児童労働

中期的成果：世界の児童労働者数が減少する。

2013 年春に向けた成果：

- ・児童労働問題の各セクターの認知度が向上する。
- ・児童労働撤廃・予防に寄与する取り組みが増加する。

BOP ビジネス

中期的成果：我が国企業等による国際展開を通じた、BOP 層の所得向上等を含めた途上国における社会課題解決

2013 年春に向けた成果：BOP ビジネスの理解の向上及び取組の増加

ミレニアム開発目標

中期的成果：日本社会における MDGs の認知度が向上し、MDGs に意識的に関連付けられた各セクターの行動が増加することにより、MDGs 達成に貢献する。

2013 年春に向けた成果：

- ・MDGs の認知度向上に向けた広報活動及び MDGs 実現に向けたキャンペーン等に各セク

一が積極的に参加する。

- ・既存の MDGs 実現のためのキャンペーンに参加するセクターが増える。
- ・学校教育において、MDGs 理解促進を含む開発教育が国際教育の一環として活発に行われる。

②環境分野

森林保護（一部調整中）

中期的成果：世界の森林率や日本の木材自給率と質（生物多様性や温暖化防止・保水力）が上がる。

2013 年春に向けた成果：

- ・国内での適切な間伐や海外での原生種を基本とした植林、天然林の保護を進める。
- ・木材消費の無駄を削減し、国産材及び森林認証品の消費率を増やす。
- ・多くの個人、団体が協働キャンペーンに参加し、森林保護の意識・行動・協力を高める。

低炭素社会（一部調整中）

中期的成果：2050 年までに世界全体の少なくとも 50%を削減し、排出量を可能な限り早期にピークアウトさせる。この一部として、先進国全体の排出量を 80%またはそれ以上削減する。

2013 年春に向けた成果：

すべての主要国によって公平かつ実効性のある国際枠組みを構築する。

生物多様性

中期的成果：2010 年 10 月に名古屋で開催した COP10 で採択された「愛知目標」の達成

2013 年春に向けた成果：

2010 年 10 月に名古屋で開催した COP10 で採択された「愛知目標」の達成に向けたロードマップづくりと具体的な行動の開始

3. 各ステークホルダー/主体の行動(平成 23 年度、24 年度)

①フェアトレード

事業者団体	フェアトレードに関する個別企業の好取組事例を、各事業者団体に周知する。
労働組合	・労働者が働いている現場の確認 ・途上国の労働者が置かれている状況についての理解促進 ・OECD ガイドラインの周知などを通じたサプライ・チェーンの改善
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から、現在行われている取組事例を活かしながら、フェアトレードへの理解と普及促進に取り組む。今後協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル」にて、フェアトレード分野も取り入れる。
金融セクター	フェアトレード活動に対する金融各社の好取組事例を金融業界内に周知する。
政府	— (※政府の取組みとして期待するものを、「政府への提言」としてまとめて掲載した。)
NPO/NGO	・広報(イベントの開催、マスメディアへのはたらきかけ、関連書籍や DVD の出版 など) ・教育機関(小学校～大学)へのはたらきかけ(授業や講義の実施、教材の提供) ・セクター間の協働のコーディネーション ・町ぐるみでフェアトレードを支援するフェアトレード・タウンの仕組み作り(基準・認定等) ・企業のサプライ・チェーン改善への働きかけ・協力

②児童労働

事業者団体	CSR 調達(労働・人権に配慮した調達)に関する個別企業の好取組事例を、各事業者団体内に周知する。
労働組合	・児童労働撲滅に向けた現地労働組合との協力による非正規学校の運営

	・運営を通じた現地労働組合の政策提言能力の向上 ・OECD ガイドラインの改定(2011 年)に際して、新設された「人権」の章において「最悪の形態の児童労働」だけでなく、「児童労働すべての実効的な廃止に貢献する」ことを担保出来るようグローバルユニオンを通じた取り組み
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から児童労働問題への理解と普及促進に取り組む。今後、協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、児童労働問題も取り入れる。
金融セクター	児童労働問題の解決に向けた金融各社の好取組事例を金融業界内に周知する。
政府	— (※政府の取組みとして期待するものを、「政府への提言」としてまとめて掲載した。)
NPO/NGO	・途上国における児童労働撤廃・予防や教育普及等の現地プロジェクトの実施 ・途上国の現状に関する市民教育 ・企業が児童労働撤廃に貢献する方法の提示と働きかけ

③BOP ビジネス

事業者団体	・BOPビジネスに関する個別企業の好取組事例を、各事業者団体内に周知する。 ・BOPビジネス推進に向けた官民連携のあり方を検討する。
労働組合	・ BOPビジネスの現場で働く労働者へのディーセントワークの実現 ・ BOPビジネスやインフォーマル・エコノミーなどより広い労働者をカバーする社会的保護フロアの構築に向けた提言活動 ・ ハード面だけでなく、労使関係についての人材育成などソフト面の人材育成政策の実現と協力
消費者団体	—
金融セクター	・BOPビジネスの推進に向けた金融各社の好取組事例を金融業界内に周知する ・(現在の取組例)マイクロファイナンス事業に必要な資金を調達するための債券の販売
政府	普及・啓発及び、関係者の連携支援等によるBOPビジネスの促進を行う(例: BOPビジネス支援センターの設立・運営、ジェトロの先行事例・潜在ニーズ調査等の実施、JICAの協力準備調査(BOPビジネスとの連携促進)による支援、等)。
NPO/NGO	・BOPビジネスに取り組む企業等との連携による、事業の促進を目指す。 ・BOPビジネスが真に社会課題の解決につながるよう、現地社会に与える影響の評価等を含めた助言・提言等を行う。

④ミレニアム開発目標

事業者団体	・MDGs 理解促進と MDGs 達成のための諸活動を、各事業者団体内に周知する。
労働組合	・MDGs についての理解促進や達成のための諸活動(経営側の理解促進を含む) ・新たな財源としての FTT(国際連帯税)についての検討など、グローバルユニオンや NGO との連携による諸活動の推進
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から MDGs への理解と普及促進に取り組む。今後、協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、MDGs も取り入れる。
金融セクター	MDGs 理解促進と MDGs 達成のための諸活動を金融業界内に周知する
政府	・ODA 事業量の戦略的拡充を図り、MDGs 達成に寄与するため、ODA の対 GNI 比 0.7%目標の達成に向けて努力する。 ・2010 年 9 月の MDGs 国連首脳会合で表明した「菅コミットメント」を着実に実施していく。

	・MDGs の広報活動を強化する。 ・「+ESD プロジェクト」や「ユネスコスクール」等の取組に国際協力 NGO が参画する機会を設けるなど、学校と NGO 等との連携を促進する。
NPO/NGO	・各 NGO の活動を通じて MDGs 達成に向けた努力を行う。 ・政府／企業の諸行動を MDGs に根ざしたものとするよう働きかける。 ・市民の日常的行動と MDGs との関連付けに関する具体的な提案を含んだ理解促進活動を行う。

⑤森林保護

事業者団体	・森林保全と再生に関する個別企業の好取組事例を、各事業者団体内に周知する。 ・「新成長戦略(グリーン・イノベーション)」に基づいた官民連携のあり方を検討する。
労働組合	・表示の拡大を推進し、拡大を進める。 ・労使協議会を通じたFSC認証製品・国産材製品・リサイクル製品の積極的な調達の働きかけ ・国内外の森林保全活動への参加
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から児童労働問題への理解と普及促進に取り組む。今後、協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、森林問題も取り入れる。 ・(現在の取組例)「木材の利用」円卓会議の取り組み、生協の植樹活動
金融セクター	・森林の保全・再生に向けた金融各社の好取組事例を金融業界内に周知する ・(現在の取組例)森林保全に資する投資商品の開発、植林等の森林保全に対する寄付とセットになった金融商品等の開発・販売
政府	国民参加の森林づくり等の更なる推進
NPO/NGO	・2011 年の国際森林年、2012 年の「国連持続可能な開発会議」(通称” リオ+20”)を含む各キャンペーンのコーディネート ・各団体が行う森林保護・再生の取り組みの、一層の強化・推進

⑥低炭素社会の実現

事業者団体	・低炭素社会に関する個別企業の好取組事例を、各事業者団体内に周知する。 ・「新成長戦略(グリーン・イノベーション)」に基づいた官民連携のあり方を検討する。
労働組合	・連合エコライフ21の推進
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から、現在の取り組み事例を活かしながら、低炭素社会への理解と普及促進に取り組む。今後協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、低炭素社会も取り入れる。 ・(現在の取組例)グリーンコンシューマーガイド、家庭の省エネ活動や学習会 など
金融セクター	・低炭素社会の実現に資する金融各社の好取組事例を金融業界内に周知する。 ・(現在の取組例)省エネ設備投資への融資、風力発電に対するプロジェクトファイナンス、排出権の取り扱い
政府	(一部調整中) ・政府は、新成長戦略にグリーンイノベーションによる環境・エネルギー大国戦略を位置付けたとおり、新たな制度設計や制度の変更、新たな規制・規制緩和などの総合的な政策パッケージにより、低炭素社会づくりを推進していく。 ・国際的な取組としては、2010 年のカンクン合意を踏まえ、全ての主要国が参加する、公平かつ実効性のある国際的枠組を構築する新たな1つの包括的な法的文書の早急な採択を目指す。

	・第 176 回国会に提出している地球温暖化対策基本法案の成立後、基本計画及び実施計画を策定
NPO/NGO	・各セクターの取組みが促進されるような呼びかけや提言、チェックを行う。 ・温室効果ガスの削減につながるようなライフスタイルを選択、実施するよう広く一般に向けて普及啓発を図る。

⑦生物多様性

事業者団体	・生物多様性に関する個別企業の好取組事例を、各事業者団体内に周知する。 ・「新成長戦略(グリーン・イノベーション)」に基づいた官民連携のあり方を検討する。
労働組合	・グリーンジョブなど、生物多様性保全につながる雇用のあり方を示す。 ・責任投資策定ガイドラインに沿った投資を企業に働きかける。 ・生物多様性の重要性に対する組合員への普及・促進
消費者団体	地球規模課題全体に対して責任ある行動を促す消費者市民教育の観点から、生物多様性への理解と普及促進に取り組む。今後、協働プロジェクト「消費者・市民教育モデル事業」にて、生物多様性も取り入れる。 ・(現在の取組例)生物多様性に関する学習会
金融セクター	・生物多様性の維持に資する金融各社の好取組事例を金融業界内に周知する。 ・(現在の取組例)生物多様性をテーマとした投資信託の開発・販売、生物多様性の保全事業に対する寄付とセットになった金融商品の販売
政府	・生物多様性条約と他の条約との連携を図る。 ・途上国自身のガバナンス強化に協力しつつ、生物多様性に関する途上国の努力を支援する。 ・関連国際機関・条約や市民社会組織・企業等の多様な関係者と連携し、効果的・効率的支援を実施する。
NPO/NGO	国連生物多様性の 10 年の促進に努め、教育・コミュニケーション・普及啓発(CEPA: communication education and public awareness)をあらゆるレベルで行う。

4. 主体間の協働した取り組み

本円卓会議に参画する各ステークホルダーグループの代表を通じ、各セクターへ協働を呼び掛ける。

個別課題の具体的な協働案：

①フェアトレード

- ・フェアトレードタウンの実現へ向けた取り組み。フェアトレードタウン運営委員会への参加による継続的な関与。
- ・フェアトレード普及推進キャンペーンの実施

②児童労働

- ・児童労働の理解促進のための取り組み
- ・産業・分野別の児童労働撤廃に向けた協働計画の策定をマルチステークホルダーで実施
- ・児童労働のないバリューチェーン実現への協働
- ・児童労働のない商品の協働開発

③BOP ビジネス

関係省庁、支援機関、民間企業、NGO が一体となった「BOP ビジネス支援センター」等も活用し、関係者の連携による BOP ビジネスを推進。

④ミレニアム開発目標

- ・MDGs の認知度向上に向けた広報活動や MDGs 実現に向けたキャンペーン等を実施
- ・MDGs 理解促進を行う NGO と行政との連携強化を図る(資金支援、広報協力等)。

- ・ MDGs の広報を目的とした大規模なイベントをマルチステークホルダーで実施する。(マスコミや市民の注意を引くために著名人を動員するなど)
- ・ MDGs 理解促進のための教育活動を大学や学校で行う。(例：文部科学省が各学校での教育活動を促進し、NGO や国連機関など開発教育に取り組む団体の支援を強化する。)
- ・ 有志企業との協働によるモデルの構築 (当該企業の諸行動を MDGs 達成に結び付けることへの NGO の協力)
- ・ MDGs に関する外務省、援助機関のウェブサイト掲載情報及び広報活動の充実化

⑤森林保護

- ・ 消費変革キャンペーンの発展・展開 (自分の行動による結果を見える化して、意欲を向上させる。)
- ・ 「企業」「組合」「学校」「家庭」の森づくりを格段に推進 (NPO 等と連携し、ワークキャンプも実施)
- ・ 海外に「姉妹林」を作って、日本への招待、財政支援やボランティアの派遣等により、協力を発展。
- ・ 国際森林年 (2011 年) 及び 2012 年の「国連持続可能な開発会議」(通称「リオ+20」)におけるアクション、イベントを共同実施

⑥低炭素社会の実現

すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある新たな国際枠組みの構築が促進されるよう、低炭素社会実現に向けた我が国における世論を形成するとともに、様々なチャンネルを通じて国際的な発信を行う。

⑦生物多様性

国連生物多様性の 10 年の促進に努め、教育・コミュニケーション・普及啓発 (CEPA : communication education and public awareness) をあらゆるレベルで行う。

5. 協働プロジェクト案

(文案未定) (※)

(※) 2012 年に国連持続可能な開発会議 (通称「リオ+20」) が開催される。2010 年 5 月の同会議第一回準備委員会の国連事務局が作成した文書 (注 1) では、「各国は、特に resolution 64/23 (注 2) で特定されたテーマに関連して、持続可能な開発の実施に対する重要な課題を評価するため、地域コミュニティとメジャーグループを含む、政府とステークホルダーの全ての関係する主体の参加を得た国内準備委員会の設置を検討することが奨励されている。この評価では、持続可能な開発に関する主要なサミットの結論の実施において、依然存在するギャップを扱い、かつ、新たな喫緊の課題を特定する必要がある。(中略) 国内準備委員会は、持続可能な開発の未来についてのマルチステークホルダー・ダイアログを組織することで、会議へのテクニカルなインプットと政治的な支持を動員するための、市民の認識を高めるキャンペーンを立ち上げる役割を有する。」とされている。そこで、特に後段のマルチステークホルダー・ダイアログの枠組みに相当するものとして、会議の開催に際し、様々なチャンネルを通じて我が国が国際社会に発信すべき考えや取組について、幅広い社会層が参加して対話する場を、円卓会議とは独立した形で、関心を有するステークホルダーが協働して立ち上げることの是非及び在り方について検討する。具体的には、来年 1 月を目途に、ワーキンググループメンバーのうち立ち上げに関心を有する者が参加した検討の場を設け、協働戦略の策定までに結論を得る。(P)

(注 1) : A/CONF.216/PC/4

(注 2) : 2009 年 12 月 24 日国連総会決議

6. 政府への提言

フェアトレード

- ・教育現場でフェアトレードを取り上げる等、フェアトレードに関する普及啓発を進める
- ・政府機関、議会、自治体等におけるフェアトレード調達を進める
- ・国際協力政策／貿易政策へのフェアトレード原則の採用

児童労働

- ・2010 年 5 月にハーグ児童労働世界会議で発表された「ロードマップ」に沿った日本国内での政策の実施
- ・「最悪の形態の児童労働」撤廃に向けた行動計画の策定
- ・労働・人権に配慮した調達促進の元となる法令の整備と行動計画の策定、それに基づく労働・人権に配慮した製品の利用の促進について各種施策
- ・児童労働問題に関する、各ステークホルダーの意見交換会の開催

ミレニアム開発目標

- ・ODA で MDGs 達成に振り向ける予算を飛躍的に増大させる。
- ・日本の政府／企業／NGO の比較優位を活かした MDGs 達成戦略の策定

森林保護

- ・「市民農園」のように森を使えるよう、制度改革
- ・森林保全の長期ワークキャンプ実施（NPO と）
- ・地球森林税の創設（輸入から。世界保護基金へ）
- ・森林・林業再生プランの着実な実行・推進
- ・林業労働者の一層の確保・育成

低炭素社会の実現

早急に地球温暖化対策に向けた基本法を制定し、対策を強化することにより、我が国の積極的な姿勢を国際的に示し、米国や中国、インド等の主要な国々に対し温暖化外交を展開すべき。また、気候変動対策に取り組む国々及び温暖化の影響に脆弱な国々に対する国際協力を強化すべき。

- ・全ての主要排出国が参加する公平かつ実効性ある国際的枠組を構築する、新しい 1 つの包括的な法的文書の採択
- ・日本の優れた環境技術の海外展開
- ・国内民生部門における HEMS・BEMS 等温室効果ガス削減対策の強化
- ・環境コンシェルジュの育成・展開

生物多様性

- ・生物多様性に関する普及啓発活動（CEPA）の促進のための法制度の整備と予算措置を整備すべき。
- ・国民各層が参加する「社会対話」を推進する。
- ・科学的分析の推進

以上